

## Gard Alert

# ナイジェリア - 用船者がコンフォートレターを要求

こちらは、英文記事「[Nigeria – charterers request Letters of Comfort](#)」(2015年10月5日付)の和訳です。

一部の用船者は、用船者自身宛またはナイジェリア国営石油公社宛のコンフォートレターにタンカー船主が署名するよう要求しています。



前回のGard Alert<sup>1</sup>の発行から、ナイジェリアの国営石油会社であるナイジェリア国営石油公社 (Nigerian National Petroleum Corporation [NNPC]) が要求するコンフォートレターに関していくつかの進展がありました。

### NNPC 宛のコンフォートレター

一部の用船者は、NNPC 宛のコンフォートレターにタンカー船主が署名することを要求しています。コンフォートレターはタンカー船主ではなく「ターミナルオペレーターとナイジェリアの石油・ガスのオフテイカー」が提出すべきであり、署名は依然として回避すべきです。

### 用船者宛のコンフォートレター

複数の用船者が、用船者自身宛のコンフォートレターにタンカー船主が署名することを要求しています。これらのコンフォートレターの条件には、広範囲にわたる NNPC 条件を盛り込んでいるものや、ごく条件を狭めたものまで様々なものがあります。

用船者と船主との間の契約条件については既に用船契約に盛り込まれており、船主から用船者に対してコンフォートレターを出す必要はないはずです。何らかの理由でコンフォートレターなどの別個の協定や損害保障が必要な場合は、すべての当事者が合意しようとしている理由とその効力について理解できるように十分に交渉する必要があります。

INTERTANKO は、タンカー船主によるコンフォートレターの提出について用船者が譲らない場合には下記のモデル文言を使用することを提案しています。コンフォートレターは用船者宛である必要があります。

### ナイジェリア通商向けの INTERTANKO のコンフォートレター

The vessel XXXX is contracted to load at XXXX with a laycan of XXXXX. (本船 XXXX は XXXXX の laycan で XXXX にて船積みする契約を結んでいる。)

Owners confirm that the vessel will not knowingly engage in any illegal activities and will strictly follow any legal instruction issued in accordance with the terms of the Charter Party. (船主は、本船がそれが違法であると知りながら違法行為に従事しないこと、および用船契約の条件に従って発せられる法的な指示を厳格に順守することを確認する。)

用船者がこのようなコンフォートレターを要求する場合は、タンカー船主側も交換条件として用船者に対してコンフォートレターを要求すべきでしょう。

<sup>1</sup> Gard Alert「[ナイジェリアが113隻の原油タンカー船を名指しで入港禁止に](#)」(2015年7月24日付)

Gard Alert「[Possible Lifting of Nigerian ban of crude oil tankers](#) (ナイジェリアが原油タンカー船の入港禁止措置を解除か)」(2015年9月18日付)

## 推奨事項

以下のことを推奨します。

- 禁止措置の対象となっていたタンカー船主は、当該船舶のナイジェリア寄港について厳重に注意してください。
- 船主は NNPC 宛のコンフォートレターには署名せず、そのような要求については用船者に照会してください。それでも署名を要求される場合には助言を求めるとしてしてください。
- 用船者がコンフォートレターの受領について譲らない場合には、上記の INTERTANKO のモデル文言を使用することを検討してください。
- タンカー船主は、ナイジェリア寄航に関して、タンカー船主・用船者間の権利、義務、リスクを明確にするようにしてください。INTERTANKO のナイジェリア通商条項（同協会ウェブサイトの会員向けセクションで閲覧可能）を使用することを検討してください。
- ナイジェリアで船積みする場合は、あらゆる現地当局への対応と報告に関して細心の注意を払うようにしてください。
- 船荷証券の数量については最大限に注意してください。
- ナイジェリア国営石油公社またはその他のナイジェリア政府機関から要求された場合には、揚数量および関連書類を提供するようにしてください。INTERTANKO のナイジェリア通商条項では、荷揚港において揚数量を確認する責任は用船者に割り当てられています。

その他の情報については入手次第ご連絡いたします。

ご質問については、応訴保険の担当窓口またはガードジャパン（Email: [gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)）までお願いいたします。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。